

平成28年度

国内外における地理的表示（G I）の保護に関する活動レポート

1. G I 登録状況

地理的表示（G I）保護制度は、地域で長年育まれた特別な生産方法等によって、高い品質評価を獲得している農林水産物、食品等の名称を品質の基準とともに国に登録し、知的財産として保護する制度である。

制度の運用初年度の平成27年度には、12産品が登録されており、2年目を迎えた平成28年度には16産品が追加登録され、平成28年度末で28産品が登録されるに至っている。また、登録申請の受付件数は、平成28年度末までに120産品を超えており、今後も更なる登録が見込まれている。

なお、国際約束により国家間でG Iを保護することを可能とする手続、及び輸入された不正表示産品の譲渡を禁止する規定を措置するため、平成28年12月には地理的表示法の改正を行った。

2. G I 登録団体の生産行程管理業務の確認等

（1）国の監視・監督業務

国は、地理的表示保護制度により登録された産品について、生産者と実需者の双方の利益を保護するため、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）第34条第1項の規定に基づき、G I 登録団体や関係者に報告を求め、立入検査を行うことができる。

その業務は、農林水産省食料産業局、地方農政局等（北海道農政事務所生産経営産業部、地方農政局経営・事業支援部）、内閣府沖縄総合事務局（農林水産部）が担当している。これらの監視・監督の内容を大別すると、生産者団体の品質管理業務と不正表示監視業務がある。

品質管理業務については、国がG I 登録団体に対して地理的表示法施行規則第15条第6号の規定に基づき、毎年1回以上の実績報告を行うよう求めており、G I 登録団体が構成員である生産業者に対して実施することとしている生産行程管理業務を適正に実施しているか、生産業者が定められたルールに基づき登録産品を生産・販売しているか確認を行っ

ている。

また、不正表示監視業務については、G I 等の不正表示通報窓口（http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/contact.html）を設置し、広く国民の皆様から地理的表示保護制度に係る生産行程管理業務の不適切な遂行状況や、地理的表示又はG I マークの不適切な使用状況を含む様々な情報の受け付けを行い、そこに寄せられた情報をもとに国が地理的表示法第34条第1項の規定に基づく立入検査を行っている。

これらの業務を実施するため、本省、地方農政局等の体制整備を行ったほか、食品表示等監視部局との連携を図るため、平成28年度に2回、食品表示Gメン等に対する講習を実施した。

（２）G I 登録団体の品質管理業務の実施状況

平成28年度における立入検査件数は、品質管理業務についてはG I 登録された33団体（平成28年度末現在）のうち、23団体に対して実施した。

立入検査の結果、登録製品の生産基準、出荷基準、地理的表示等の確認業務等に関するルールについて各G I 登録団体自らが定めている生産行程管理業務規程に基づく管理が不適正であったG I 登録団体に対し、指導を実施した。

主な指導内容は以下のとおり。

- ① G I 登録団体が、生産行程管理業務規程に従って生産地の確認、出荷基準の確認等を行っていなかった部分があったケース
- ② G I 登録団体の構成員である生産業者が、地理的表示と類似する名称を使用していたケース
- ③ 包材切り替え過渡期のため、G I を使用しているがG I マークの貼付ができていなかったケース

上記不適正を確認したG I 登録団体に対しては、立入検査時に口頭による指導を実施しており、次年度の定期検査等で改善状況を確認することとしている。

（３）疑義情報への対応

不正表示監視業務については、平成28年度に不正表示通報窓口に2件の疑義情報が寄せられ、うち1件については、G I を使用しているに

もかわらず、G I マークが付されていない商品が小売店で販売されている旨の疑義情報であったことから、当該商品が販売されていた小売店、当該商品を取り扱った流通業者 2 社、当該商品を生産販売した事業者 1 社に対する立入検査を実施した。

立入検査の結果、疑義商品は真正な G I 産品であったものの、G I 登録団体から出荷される際に G I マークの貼付漏れがあった可能性を確認したことから、当該 G I 登録団体に対し生産行程管理の徹底について指導を行った。

また、小売店については、自社で G I 産品を小分け包装し、地理的表示を使用して販売したにもかかわらず、G I マークを貼付していなかったことから、G I 保護制度の啓発を行った。

なお、その他の 1 件については、他法令に関する案件であったことから担当部局に情報回付を行った。

(4) 総括

立入検査結果を概括すると、平成27年12月に初めて G I 登録されて以降、約 1 年が経過したところであるが、G I 登録団体及びその構成員においても、地理的表示保護制度の理解が十分でないと思われる場面が多く存在していた。

このため、今後は G I 登録される生産者団体の生産行程管理業務規程に、構成員に対する研修などを明記することと、地理的表示保護制度及び登録した生産行程管理業務規程の内容について周知徹底することを求めることとした。

また、登録 G I 産品を取り扱う加工業者・流通業者においても、地理的表示保護制度を十分に理解していないと思われる場面が多く存在している。このため、今後の対応としては、G I 登録団体はもとより、流通業者等の事業者団体向けに普及啓発を行い、地理的表示保護制度の適正な運用を推進していくとともに、案件ごとに実施する立入検査時に、個々の事業者に対して地理的表示保護制度の普及啓発を行っていくこととしている。

また、立入検査の的確な実施に資するため、引き続き、G I 担当職員

に対する地理的表示保護制度に関する業務研修を実施するとともに、食品表示等の省内他部局の監視担当職員向け研修に参加し地理的表示保護制度の説明を実施していくこととしている。

3. 海外のG I 監視・不正使用への対応

海外での我が国のG I 産品等の保護のため、海外知的財産保護・監視委託事業により、海外における不正使用の監視、商標登録等の状況を調査し、都道府県等関係機関と共有する農林水産知的財産保護コンソーシアムの運営と地理的表示に関する監視調査を実施し、調査結果を踏まえた対応等を行った。平成28年度は株式会社マークアイに委託し、同社の全世界を対象とした商標監視サービスや各国の現地代理人（弁護士事務所等）とのネットワークを活用して事業を実施した。

（1）農林水産知的財産保護コンソーシアムの運営

農林水産知的財産保護コンソーシアムは、我が国農林水産物・食品の知的財産面での保護強化のため、中国等の海外における商標出願状況を一体的に監視する体制を整え、海外における模倣品等の調査を実施し、その現状や対応状況について情報を収集し、それらを共有する体制を整備するため平成21年6月に設立された。

平成28年度の会員は、地方自治体（各都道府県庁等）44、法人（J A、弁理士会等）41、個人（専門家、有識者等）8の計93団体である。

ア 海外における知的財産の現状調査

E U、中国、タイ、インド、台湾の5か国を対象に、各国の知的財産制度の特徴、侵害に対する救済措置の比較、冒認商標出願の対策及び事例、日本の農林水産物を海外展開する際の注意点について調査を行い会員に共有した。

イ 海外現地調査

アジア諸国を中心として、第三者による海外での日本地名の商標出願や日本産を装った商品の流通が継続的に発生している。このため、日本の農林水産物、日本ブランドの模倣品等の実態及び日本地名の使

用等について把握することを目的としてタイ（バンコク）、中国（上海、広州）、香港、台湾（台北、高雄）の4か国・地域、6都市で現地調査を行った。調査の結果、コンソーシアム会員に関係し、産地偽装・侵害が疑われる商品を発見した場合には、当該会員等に情報提供し、要望に応じて相談対応を行った。

調査の結果、日本の地名等が使用された商品については、日本からの正規の輸入品もあったが、産地が不明なもの、日本以外で生産されたもの、日本産ではないものの日本で生産されたかのような表示の商品も発見されている。近年は、これらの商品が複数の国で取引される事例が増えている。

なお、主な事例は以下のとおり。

(ア) タイ

○タ張日本メロン

産地：タイ

価格：THB180（約576円）



(イ) 中国

○タ张麦伦（メロン）

産地：中国

価格：168元（約2,554円）



○但馬屋牛肉

産地：オーストラリア

価格：88元/100g（約1,338円/100g）



○北海道札幌／宇治抹茶／伊豆チョコレート風味茶

産地：台湾

価格：12～14元（182～213円）



(ウ) 香港

○北海道うどん

産地：香港

価格：HKD10.90（約142円）



○夕張マスクメロン

産地：タイ

価格：HKD45（約684円）



○讃岐うどん

産地：中国

価格：HKD30.90（約470円）



(エ) 台湾

○信州の味 味噌

産地：台湾

価格：NTD50（約165円）



○函館の恵 北部の乳産ビスケット

産地：マレーシア

価格：NTD109（約360円）



ウ 商標監視トライアル調査

商標監視調査の重要性を会員に理解してもらうために、①会員である自治体が希望する地名を対象に、世界約180か国・地域で公示された商標を監視し、当該地名と同一又は類似の商標を発見次第当該会員に報告するウォッチング調査と、②中国・台湾・香港のうち1か国について出願公告及び既に登録等された商標を対象に、会員が希望する地名と同一又は類似の出願中又は既登録商標を検出するスクリーニング調査を行うトライアル調査を募集し、9自治体からの要望に応じて調査を行った。

エ セミナーの開催

会員への知的財産権の保護・活用法や侵害対策などについての理解を促進するため、全国9か所で地方セミナーを開催したほか、タイと中国から弁護士を招き、自国での農林水産物の知的財産保護に関する講演や意見交換・相談を行う知的財産活用セミナーを東京と大阪で開催した。

オ 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、海外現地調査や商標監視トライアル調査の結果を受けた相談、農林水産知的財産全般に関する問い合わせ、権利保護・強化に関する相談を随時実施したほか、GIに関する監視で発見された事案も含めて各国の現地専門家等による対応策の見解入手等を行

った。

(2) GIに関する監視調査

平成28年度は、GIマークや地理的表示に関する不正使用、冒認出願・登録等の調査を行った。調査対象は、GI登録名称を中心に、調査時における申請公示名称まで対象を広げた上で、県名や自治体名といった周知性の高さなどを勘案して決定した。

ア GIマークの不正使用調査

GIマークは真正なGI産品であることを証するものであり、海外での模倣や不正使用が懸念されることから、GIマークについて不正使用の有無を確認する調査を行った。世界約180か国を対象にGIマーク画像をウェブサイト、ショッピングサイト等で平成28年7月と平成29年1月に検索（イメージスクリーニング）し、確認を行った。

1回目の調査では396件の使用が検出されたが、海外発は日本のGI制度開始を伝えるニュース（タイ、台湾）と現地日本語学校のニュース（タイ）の3件で、その他は全て日本国内でGI登録を受けた生産者団体や関係都道府県が登録を公表するものであった。2回目の調査では62件の使用が検出されたが、GI制度に関するニュースのみで、不正使用は発見されなかった。

イ GIに関する不正使用調査

平成28年9月までにGI登録又は公示された14産品の地名について、世界の主要な82のネットショッピングサイトを検索し、不正使用された商品を確認する調査を行った。

地名ごとの検出数は以下のとおり。

地名	検出数
青森	1
神戸	59
鹿児島	1

地名	検出数
下関	40
但馬	33

地名	検出数
八女	27
夕張	5

調査結果の主な事例は以下のとおり。

(ア) 神戸・但馬

もっばら肉類に使用されていた。



kobe beef SRF m8-9

牛小排 进口5A 和牛小排

生産国：オーストラリア

出典：taobao. com

(イ) 八女

主として茶に使用されていた。中国においては、「玉露」の主要産地として紹介されることが多かった。



High-grade and High quality japanese matcha

green tea powder with Yame matcha

生産国：中国

出典：alibaba. com

(ウ) 下関

中国でも最も古い沱茶（プーアール茶）製造業者の「雲南下関沱茶(集団)股份有限公司」は中国国家無形文化財に指定され、「下関」は中国ではプーアール茶のブランドとして定着している。ただし、「下関」の中国語読みは「Xiàgwān」であるのに対し、「Shimonoseki」と表示されていた。



Authentic xiaguan tuo shimonoseki

tuo cha 500g puer shen

生産国：中国

出典：aliexpress. com

ウ G Iに関する商標ウォッチング調査

海外約180か国を対象に、調査時点のG I登録・公示19産品に係る地名（漢字、（ひらがな、）ローマ字、ピンイン（漢字の中国語発音））が商標登録出願されていないかウォッチング（監視）調査を行った。

報告のうち、問題となる可能性があるものについては、関係自治体へ情報提供を行った。また、監視結果の定期サマリーをコンソーシアム会員へも共有した。

登録・公示産品の名称	監視対象	検出数
但馬牛	但馬、TAJIMA、danma	174
神戸ビーフ	神戸、KOUBE、shenhu	119
夕張メロン	夕張、YUBARI、xizhang	53
八女伝統本玉露	八女、YAME、banv	112
鹿児島県の壺造り黒酢	鹿児島、KAGOSHIMA、lurdao	55
くまもと県産い草 くまもと県産い草畳表	熊本、くまもと、KUMAMOTO、 xiongben	42
三輪素麺	三輪、MIWA、sanlun	138
市田柿	市田、ICHIDA、shitian	115
下関ふく	下関、SHIMONOSEKI、xiaguan	41
能登志賀ころ柿	能登、NOTO、nengdeng	75
北あきたバター餅	秋田、あきた、AKITA、qiutian	155
あおもりカシス	青森、あおもり、AOMORI、qingsen	129
鳥取砂丘らっきょう	鳥取、TOTTORI、niaoqu	25
加賀丸いも	加賀、KAGA、jiahe	256
十勝川西長いも	十勝、TOKACHI、shisheng	103
伊予生糸	伊予、IYO、yiyu	27
江戸崎かぼちゃ	江戸崎、EDOSAKI、jianghuqi	21
吉川ナス	吉川、YOSHIKAWA、jichuan	35

エ G Iに関する商標スクリーニング調査

商標監視と併せ、農林水産物主要輸出先の20の国・地域を対象に既に出願・登録・失効した商標も含めた状況把握のため、登録・公示されているG I 7 産品を選定し、その産地部分を調査文字列としたスクリーニング調査を行った。

検出された件数は以下のとおりであるが、日本のG I 産品関係者や日本企業による出願が多かった。

	夕張	下関	能登	秋田	加賀	十勝	吉川
韓国		2		1	1	1	1
中国	14	29	4	71	22	15	16
香港	1	3	1	1	3	3	1
台湾	2			5	12	10	3
インド				1	2		
フィリピン				3	1		
インドネシア	4	1	1	4	4		2
ベトナム					1		
シンガポール	1			2	5	2	
タイ			1				
マレーシア		2		1	3		
E U	1	3	1	1	1		
アメリカ				6	3	1	
ロシア				2			
豪州					1		
ニュージーランド					1		
カナダ							
カンボジア	1						
ラオス					2		
U A E							

(3) 調査結果等への対応

ア コンソーシアム会員への情報提供と相談対応

模倣や不正使用が疑われる商品について、該当する地方自治体や団体に情報提供し、要望により、相談対応を行った。

イ タイ産「夕張メロン」への対応

これまでの調査の結果、「夕張日本メロン」と表示されたタイ産のメロンが、タイにおいて発見され、我が国の地理的表示の不正使用が疑われたため、委託事業においてモデル的に団体名で警告状を送付することとした。その際、事前にこの地理的表示が既にタイにおいて商標登録されていないかを確認するスクリーニング調査、生産業者の事業範囲、輸出範囲等を確認する目的の会社調査を行った。

スクリーニング調査の結果、対象業者は以前、「夕張メロン」を含む商標を出願していたが、タイ知的財産局から拒絶されていたことが判明した。調査した区分において、これ以外の第三者による同一・類似商標は発見されなかった。

会社調査の結果、当該生産業者はバンコク郊外の企業で、「夕張日本メロン」の由来を尋ねたところ、日本から苗を輸入したと主張しているが裏付けはなく、商品についてはオーダー注文でのみ販売しているとのことであった。また、当該生産業者は「夕張日本メロン」を付した商品を主にタイ国内の主要なスーパーマーケットに販売しているほか、何度かインドに輸出したことがあるとのことだった。

当該企業のウェブサイト「夕張日本メロン」について記載したページがあり、証拠保全のため、これらのページをダウンロードし、タイで公証を行い、公正証書として保存した。

必要な調査が全て終了した2月下旬に、当該生産業者に対し、「夕張メロン」および「YUBARI MELON」又はそれに類似する名称の使用を中止し、ラベル等を廃棄するよう警告状を送付した結果、同事業者より、これに対応する旨の回答を得た。